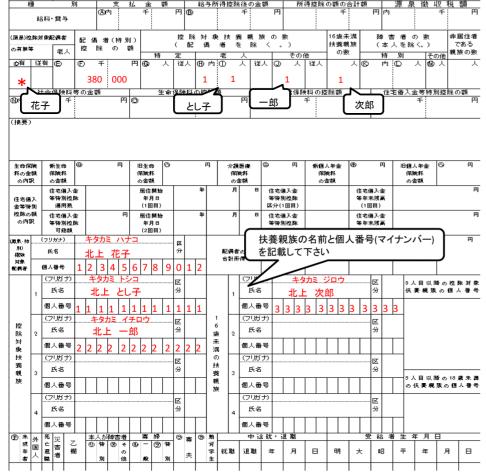
◇給与支払報告書を書くときの注意点

①控除対象扶養親族の記載例

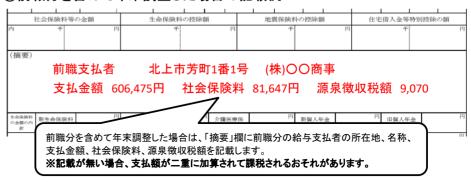
扶養親族が花子(妻)40歳 一郎(子)16歳 次郎(子)10歳 とし子(母)70歳 全員と同居している場合



注意点

- ・扶養親族の年齢は令和5年12月31日時点で判定します。
- ・とし子(母)は70歳以上のため、「控除対象扶養親族の数」の「老人・人」に人数を記載し、同居である「老人・内」にも人数を記載。
- ·16歳未満の扶養親族について、住民税の非課税判定等に影響します。忘れずに記載して下さい。

②前職分を含めて年末調整した場合の記載例



③生命保険料等の金額の記載例

支払った生命保険料等が、新生命保険料60,533円、旧生命保険料150,300円、 旧個人年命保険料142,992円、介護医療保険料17,930円の場合(新個人年命保険料はなし)



④その他の注意点

- ・受給者の氏名、住所、生年月日、個人番号(マイナンバー)は必ず記入して下さい。(生年月日 を書く欄は給与支払報告書の右下にあります。)
- ・受給者の住所の欄は、令和6年1月1日現在の住所を記入して下さい。
- ・住宅借入金等特別控除を受ける場合は、「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年 月日」を記載して下さい。(記載する欄は給与支払報告書の中央にあります。「住宅借入金等 特別控除の額」の記載欄と離れているので、見落とさないようにお願いします。)